

栄町第3子以降学校給食費無償化制度について

栄町では多子家庭の保護者の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境整備を図るため栄町立学校に就学している第3子以降の児童生徒の学校給食費の無償化を平成31年4月から実施しています。減免を受けるには必ず申請が必要です。

【減免の対象となる世帯】

○保護者が子供を3人以上扶養し下記の要件を満たした場合、第3子以降の扶養となる児童生徒の学校給食費が減免の対象となります。

【減免の要件】

- ① 3人以上の子供を扶養・就学させている保護者。
- ② 子供の出生の早い順から数えて第3子以降の子が栄町立小中学校の学校給食の提供を受けていること。また、保護者と対象となる子供は町内に在住し、生計が同一であること。
- ③ 学校給食費、町税等に滞納がある世帯及び生活保護、就学援助受給世帯は対象となりません。
- ④ 扶養している子供の就学状況に変更が生じた場合、また新年度に減免を受けるときはその都度申請を行っていただきます。

【減免金額】

○児童生徒一人あたり小学校：月額4,500円、中学校：月額5,100円

【申請方法】

申請方法：「栄町給食費負担金免除申請書」に必要事項を記入し添付書類をご用意のうえ申請して下さい。申請書類一式は必ず封筒（任意）に入れ提出願います。

提出先：各学校又は教育委員会教育課（栄町役場2階）へ提出して下さい。

申請期間：毎年、申請が必要な時期になりましたら、入学説明会や学校を通じて案内を行いますので、委員会の指定した期限までに提出してください。

指定した期限以降も随時申請を受付けていますが、その際は翌月以降の減免となりますのでご注意ください。申請後、教育委員会で審査し、免除可否決定を行い、後日文書で通知します。

【減免対象者区分】※網掛けが免除対象者

	第1子	第2子	第3子	第4子	減免対象者
例1	22歳被扶養者	16歳被扶養者	栄町立中学生	栄町立小学生	第3子・第4子
例2	22歳就労者	16歳被扶養者	栄町立中学生	栄町立小学生	第4子
例3	20歳被扶養者	18歳就労者	栄町立中学生	栄町立中学生	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	栄町立中学生	栄町立小学生	該当なし
例5	20歳被扶養者	中学生	私立中学生		対象外
例6	栄町立中学生	栄町立小学生 (双子第1子)	栄町立小学生 (双子第2子)		第3子
例7	20歳被扶養者	県立高校生	県立中学生	栄町立小学生	第4子

例1：第3子、第4子の2名分が減免の対象となります。

例2：要件に該当する子で、上から数えて3番目となる子が減免の対象となります。

例3：要件に該当する子で、上から数えて3番目となる子が減免の対象となります。

例4：要件に該当する子が2人であり、第3子となる子がいないため、対象となりません。

例5：第3子が町の学校給食の提供を受けていないため、対象となりません。

例6：双子の場合も第3子以降が減免の対象となります。

例7：第3子である県立中学生は対象者となりませんが、第4子は栄町立小学生であり減免の対象となります。

※不明な点は事前にご相談ください（栄町教育委員会 教育課 TEL0476-33-7716）